

重要！申込締切と学生ビザのスポンサーシップについて

1. 新規学生の申し込み締め切りについて

2015年夏学期より、学生ビザが必要な学生の申込締切は、開学前3ヶ月と設定されている。期限後の申し込みは可能ですが、学生ビザの申請を納得か拒否か全て香港入境管理局次第ですので、期限後の学生ビザ申し込みは複雑になるリスクがある。例えば、学期開始に間に合わず授業に出席できないこと。香港入境管理局の定めにより、有効な学生ビザを持たずには香港で授業を受けられません。そういう事態が起きても、その分の学費は返却されません。

各学期への入学申込締切は、下に表示されます。

	2016年夏学期	2016年秋学期	2017年春学期
学期期間	2016年6月2日～8月12日	2016年9月19日～12月9日	2017年1月16日～4月14日
申込締切			
学生ビザが必要な場合（学期開始3ヶ月前）	2016年3月2日	2016年6月19日	2016年10月16日
有効なビザを持ち場合（オリエンテーション日一週間前）	2016年5月25日	2016年9月7日	2017年1月5日

2. 学生ビザのスポンサーシップと返金について

- i. 学生ビザのスポンサーシップ期間は学費を払い込んだ期間となります。学費の払い込みが遅れた場合ビザのスポンサーシップも無効となります。
- ii. 香港入境管理局の定めにより、いかなる場合でも香港入境に際しビザが必要な国籍の学生は、申し込み時に学費などすべての費用の支払いを完了しなければなりません。払い込みがなされていない学生に対して、CLCは一切の手続きを行いません。（学生ビザのスポンサーシップを含む。）ビザに関する条件は[こちらを参照](#)。
- iii. 学生ビザの手続き中、必要に応じて資料を提出してもらうことがあります。また万が一学生ビザの申請が香港入境管理局によって拒否された場合は、申し込み費用以外は返金します。その場合各取引銀行の手続き費用に関しては、それぞれCLC側、学生側とも各自の負担といたします。また、もしビザ手続き中必要な資料の提出に応じないなど適切な対応をとらず、学生ビザが取得できなかったため申し込みを取り消す学生に対しては、学費の90%のみを返却いたします。このような場合は保証金も返却されません。
- iv. 学生ビザ手続きや支払いに関して適切な対応がなされず、香港入境管理局によってビザ取得を拒否された学生に対して、CLCは向こう2年間にわたり当該学生の申し込みを受け付けません。